

令和6年度障害福祉サービス事業者集団指導

利用者に求めることのできる
金銭について

監査指導課

事業者が受け取る金銭について

①指定サービスの提供に要する費用

②指定サービスにおいて提供される便宜に
要する費用

③指定サービス提供の一環として行われる
ものではないサービスの提供に要する費用

①指定サービスの提供に要する費用

どのような費目か



給付費

誰から受け取るのか



- ・京都市（代理受領）
- ・利用者（自己負担有りの場合）

受け取る条件は？



- ・指定基準に従い、適切に運営する
- ・報酬告示に従い、算定要件を満たしたうえで請求する。

受け取った後は？



- ・給付費の額を利用者に通知する（代理受領通知）
- ・利用者に領収書を交付する（自己負担がある場合）

②指定サービスにおいて提供される便宜に 要する費用

どのような費目か

サービス毎に指定基準で明
確に規定されている費目

誰から受け取るのか

- ・京都市(補足給付費等)
- ・利用者

受け取る条件は？

- ・便宜の内容及び費用について、あらかじめ利用者に説明を行い、同意を得る

受け取った後は？

- ・給付費等の額を利用者に通知する(代理受領通知)
- ・利用者に領収書を交付する

■指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

費目

利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合の交通費

額

移動に要する実費

■ 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】 生活介護

費目

- ・食事の提供に要する費用
- ・日用品費
- ・創作的活動に係る材料費
- ・その他の日常生活費(※後のスライドを参照)

額

- ・食事の提供に要する費用 ⇒ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額
- ・日用品費 ⇒ 実費
- ・創作的活動に係る材料費 ⇒ 実費

■ 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】
短期入所

費目

- ・食事の提供に要する費用
- ・光熱水費
- ・日用品費
- ・その他の日常生活費(※後のスライドを参照)

額

- | | |
|--------------|------------------------|
| ・食事の提供に要する費用 | ⇒ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 |
| ・光熱水費 | ⇒ 光熱水費に相当する額 |
| ・日用品費 | ⇒ 実費 |

■指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練（宿泊型を除く））、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

費目

- ・食事の提供に要する費用
- ・日用品費
- ・その他の日常生活費（※後のスライドを参照）

額

- ・食事の提供に要する費用 ⇒ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額
- ・日用品費 ⇒ 実費

■指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】 施設入所支援

費目

- ・食事の提供に要する費用
- ・光熱水費
- ・特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- ・被服費
- ・日用品費
- ・その他の日常生活費(※後のスライドを参照)

額

- ・食事の提供に要する費用 ⇒ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額
- ・光熱水費 ⇒ 光熱水費に相当する額
- ・特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ⇒ 室料相当額
(通常定められている居室より付加的な設備等やサービス提供がなされていると認められる居室)
- ・被服費 ⇒ 実費
- ・日用品費 ⇒ 実費

■ 指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用

【該当サービス】 共同生活援助

費目

- ・食事の提供に要する費用
- ・家賃
- ・光熱水費
- ・日用品費
- ・その他の日常生活費(※後のスライドを参照)

額

- ・食事の提供に要する費用 ⇒ 「食材料費」に相当する額
- ・家賃 ⇒ 利用者が使用する賃料
- ・光熱水費 ⇒ 光熱水費に相当する額
- ・日用品費 ⇒ 実費

共同生活援助の場合、調理等に係る費用(=人件費)については給付費に含まれていることから、「食事の提供に要する費用」として利用者から徴収できるのは、「食材料費」に限定されています

共同生活援助（グループホーム） 注意点

■食材料費（食材や調味料等の購入代金を根拠として支払を受ける費用）

食材料費として徴収した額については、適切に管理するとともに、あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、食材料費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還する、あるいは当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等適切に取り扱うこと。

■家賃（利用者が使用する居室等に関する賃料）

事業者が建物等を賃借している場合、利用者の負担する家賃の合計額（特別給付費を含む）が、事業者と建物所有者間の賃貸借契約金額を超えてはならない。

■光熱水費（各供給会社からの請求額を根拠として支払を受ける費用）

事業者への請求額を按分する等実費相当額の支払を求めること。あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、光熱水費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。

■日用品費（共同生活において必要となる共用の日用品（トイレtpーパー、洗剤、シャンプー等）の購入代金を根拠として支払を受ける費用）

あらかじめ徴収する場合は定期的に精算し、日用品費の額に残額が生じた場合には、利用者に残額を返還すること。

※その他、更新料や管理協力費等、曖昧な名目による費用の受領は認められないため、費用の内訳を明示する必要があります。

■ その他の日常生活費とは

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- ① 利用者の希望によって、身の回り品を事業者が提供する場合に係る費用

例) 歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品

- ② 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

例) 行事における材料費、入場料等

※あくまで利用者の希望によって提供する場合に係る費用であるため、全ての利用者に一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません。

※日用品を提供するための費用を利用者から徴収する場合は、必ず利用者一人一人の希望を確認し、本人が希望した物品を購入してください。

③指定サービス提供の一環として行われる ものではないサービスの提供に要する費用

どのような費目か

直接利用者の便益を向上させる
ものであって、利用者に支払を
求めることが適当であるもの

誰から受け取るのか

利用者

日常生活において通常必要
となるものではない贅
沢品や嗜好品に係る費用

受け取る条件は？

- ・使途、額、支払を求める理由を書面
で明らかにする。
- ・あらかじめ利用者に説明を行い、同
意を得る

受け取った後は？

- ・当該費用に係る領収書を利用者に交
付する

共通事項

- 利用者から支払を受けた場合は、領収書を交付しなければならない。
- あらかじめ、利用者に対し、
 - ①サービスの内容及び費用の説明をしなければならない
 - ②利用者の同意を得なければならない